

# 事業所から出るごみ

事業系廃棄物は事業者の責任で適正に処理してください。

原則として、事業所から出るごみは事業者自らの責任で適正に処理することが、法律で定められています。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項)

商店・事務所・飲食店等の事業活動により発生した事業系ごみは、自ら直接施設に持ち込まれるか、又は荒尾市が許可した「一般廃棄物収集運搬許可業者」に、収集をご依頼ください。(有料)

また、事業系一般廃棄物(燃えるごみ・燃えないごみ)については、1日の平均排出量が10kg未満の場合、条件が合えば、事業者用指定ごみ袋を使用して、市で収集することもできます。

排出方法や一般廃棄物収集運搬許可業者についての詳しい内容については、下記の環境保全課までお問い合わせください。



○燃えるごみの搬入先・・・リレーセンター東宮内

○燃えないごみの搬入先・・・金山最終処分場

○資源ごみの搬入先・・・荒尾リサイクルセンター

※事業所から出る粗大ごみの収集、搬入受け入れはできません。

**!** 注意すること

産業廃棄物は原則として市の処理施設には搬入できません。

詳しくは  
環境保全課 TEL 63-1370 へ